

3 月 3 日 (木)



# 令和 4 年 3 月 3 日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

- 2番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 3番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 4番 山内佳菜子（県民連合宮崎）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 8番 佐藤雅洋（同）
- 9番 安田厚生（同）
- 10番 日高利夫（同）
- 11番 川添博（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 冨師博規（無所属の会 チームひびか）
- 15番 有岡浩一（郷中の会）
- 16番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 17番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 18番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横田照夫（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 右松隆央（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 二見康之（同）
- 26番 日高陽一（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 野崎幸士（同）
- 34番 徳重忠夫（同）
- 35番 日高博之（同）
- 36番 星原透（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）
- 39番 濱砂守（同）

欠席議員（1名）

- 21番 外山衛（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

- |           |      |    |
|-----------|------|----|
| 知事        | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事       | 日隈俊  | 寛理 |
| 副知事       | 永山山  | 直康 |
| 総合政策部長    | 松浦直  | 善敬 |
| 政策調整監     | 渡辺善  | 久人 |
| 総務部長      | 吉村久  | 光男 |
| 危機管理統括監   | 小田光  | 清二 |
| 福祉保健部長    | 重黒木  | 讓文 |
| 環境森林部長    | 河野讓  | 浩夫 |
| 商工観光労働部長  | 横山浩  | 良夫 |
| 農政水産部長    | 牛谷良  | 員敏 |
| 県土整備部長    | 西田員  | 幸子 |
| 会計管理者     | 横山幸  | 義哉 |
| 企業局長      | 井手山  | 秀彦 |
| 病院局長      | 桑山秀  | 渉一 |
| 財政課長      | 石田秀  | 淳隆 |
| 教育長       | 黒木淳  | 方文 |
| 警察本部長     | 佐藤隆  | 清美 |
| 代表監査委員    | 緒方清  |    |
| 人事委員会事務局長 | 福嶋清  |    |

事務局職員出席者

- |         |      |    |
|---------|------|----|
| 事務局 長   | 酒匂重久 | 久子 |
| 事務局 次長  | 日高重  | 洋一 |
| 議事課 長   | 児玉洋  | 真治 |
| 政策調査課 長 | 鬼川真  | 幸二 |
| 議事課 長補佐 | 関谷幸  | 亮子 |
| 議事担当主幹  | 佐藤亮  | 祥太 |
| 議事課 主査  | 内田祥  | 太聡 |
| 議事課 主事  | 山本聡  |    |

---

○中野一則議長 本日は休会の日であります  
が、議事の都合により、特に会議を開きます。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 ここで、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

令和4年3月3日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、  
恒久平和を求める決議

---

◎ 議員発議案第1号追加上程

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号を議題といたします。

---

◎ 議員発議案第1号提案理由説明

○中野一則議長 ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。議会運営委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） 議会運営委員会を代表いたしまして、「ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議」の提案理由について御説明いたします。

既に報道されておりますとおり、世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている中、ロシア軍は2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始しました。さらにその後、民間人を含め、多数の犠牲者を出し続けております。これは、明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙であります。

当委員会といたしましては、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること、及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求め、また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くすよう強く要請する決議を提出することについて、全会一致で決定したところであります。

議員各位におかれましては、決議提出の趣旨を深くお酌み取りいただき、御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。〔拍手〕〔降壇〕

○中野一則議長 提出者の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

---

◎ 議員発議案第1号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

令和4年3月3日(木)

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の本会議は、7日午前10時から、令和3年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時4分散会



3 月 7 日 ( 月 )





# 令和 4 年 3 月 7 日 ( 月 曜 日 )

午前10時0分開議

出席議員 (36名)

- 2番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下寿 (同)
- 7番 窪菌辰也 (同)
- 8番 佐藤雅洋 (同)
- 9番 安田厚生 (同)
- 10番 日高利夫 (同)
- 11番 川添博 (同)
- 13番 中野一則 (同)
- 14番 冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 有岡浩一 (郷中の会)
- 16番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 17番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 18番 岩切達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 横田照夫 (同)
- 21番 外山衛 (同)
- 22番 山下博三 (同)
- 23番 右松隆央 (同)
- 24番 西村賢 (同)
- 26番 日高陽一 (同)
- 27番 井上紀代子 (県民の声)
- 28番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行潤一 (同)
- 31番 太田清海 (同)
- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 野崎幸士 (同)
- 34番 徳重忠夫 (同)
- 35番 日高博之 (同)
- 36番 星原透 (同)
- 37番 蓬原正三 (同)
- 38番 丸山裕次郎 (同)
- 39番 濱砂守 (同)

欠席議員 (1名)

- 25番 二見康之 (宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

- |          |      |     |
|----------|------|-----|
| 知事       | 河野俊嗣 | 俊郎  |
| 副知事      | 日隈俊寛 | 理康  |
| 副知事      | 永山浦直 | 善敬  |
| 総合政策部長   | 松浦渡  | 久人  |
| 政策調整監    | 吉村光  | 男清  |
| 総務部長     | 小田重  | 譲二  |
| 危機管理統括監  | 黒木野  | 浩文  |
| 福祉保健部長   | 河野山  | 良夫  |
| 環境森林部長   | 横山谷  | 員敏  |
| 商工観光労働部長 | 牛田   | 幸子  |
| 農政水産部長   | 西田   | 義哉  |
| 県土整備部長   | 横山   | 秀彦  |
| 会計管理者    | 井手山  | 涉   |
| 企業局長     | 桑田   | 淳一郎 |
| 病院局長     | 石田   | 久友  |
| 財政課長     | 黒木   | 隆司  |
| 教育長      | 島津   | 文彦  |
| 公安委員長    | 佐藤   | 健司  |
| 警察本部長    | 緒方   |     |
| 代表監査委員   | 佐藤   |     |
| 人事委員長    |      |     |

事務局職員出席者

- |         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 事務局 長   | 酒 旬 | 重 久 |
| 事務局 次長  | 日高  | 民 子 |
| 議事課 長   | 児玉  | 洋 一 |
| 政策調査課 長 | 鬼川  | 真 治 |
| 議事課長補佐  | 関谷  | 幸 二 |
| 議事担当主幹  | 佐藤  | 亮 子 |
| 議事課主査   | 内田  | 祥 太 |
| 議事課主事   | 山本  | 聡   |

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第38号から第62号まで）

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和3年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第38号から第62号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第38号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和3年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、国の令和3年度補正予算（第1号）に係るもの、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの及びその他必要とする経費について措置するもので、139億3,700万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、地方交付税が163億9,500万円余、県税が104億9,000万円の増額となる一方で、国庫支出金が107億9,800万円余、繰入金が76億4,700万円余の減額となっております。

この結果、さきに可決されました議案第63号を含めると、補正後の一般会計の予算規模

は7,377億8,600万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で15億2,000万円余の減額、特別会計で500万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は181億3,800万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で424億7,500万円余の増額、特別会計で23億8,000万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,823億5,500万円余となります。

これらの補正予算について複数の委員より、新型コロナ対策関連の事業において執行残が散見されることに対して、十分な執行を求める意見がありました。

当委員会といたしましては、来年度以降の新型コロナ対策に係る予算につきましては、特に事業の進捗に注意を払い、予算の有効活用に努めるとともに、より効果的な手段等がないか不断の検証を行いながら執行していただくよう、要望いたします。

次に、宮崎県文化振興条例についてであります。

これは、昨年開催された国文祭・芸文祭により高まった文化に対する関心などを一過性のものとせず、今後も本県における文化の振興等を図るために制定されるものであります。

このことについて当局より、文化の振興等に当たっての基本理念や県の責務、県民など各主体の役割、県の基本的な施策など、条例の概要についての説明がありました。

これに対して委員より、「この条例の目的を達成するためには、市町村も県と同様の意識を持って文化の振興に取り組むべきと考えるが、同様の条例を制定するなど動きはあるのか」と

の質疑があり、当局より、「条例の制定に当たり、市町村と意見交換を行う中で、国文祭・芸文祭の成果を聞くことができたほか、県の条例を踏まえて計画づくりを検討したいなどの前向きな意見があった一方で、組織体制上、文化の振興に、より力を入れて取り組むことが難しい市町村もあるという課題も明らかになった。県としては、来年度、条例に基づき基本計画を策定する中で、さらに市町村と意見交換を重ねながら、市町村と連携した文化振興等の方向性について検討してまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて委員より、「文化を振興する上で、県民により近い立場にある市町村との連携が重要であると考えため、これからも市町村との丁寧な議論を重ねながら、施策の検討を進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、次期総合計画長期ビジョン骨子案の概要についてであります。

このことについて委員より、「人口減少や超高齢化が進む中、これからは健康寿命を延ばしていくことが何より重要だと考えているが、国民スポーツ大会をきっかけに整備される競技施設等を県民が活用していく方策を検討しているのか」との質疑があり、当局より、「本県がスポーツランドみやざきとして認知されているのは、前回の宮崎国体の際に整備された競技施設が有効活用されていることも大きい。今回整備される施設についても、県民の健康維持の視点から有効活用するとともに、世代間交流の場として地域づくりの視点からの活用についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高

利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第38号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で50億900万円余の減額、特別会計で119億1,400万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第63号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,984億6,300万円余となります。

このうち、生活福祉資金貸付金事業についてであります。

このことについて委員より、「この事業が本年3月末まで延長されたことにより、今後の貸付けをどう見込んでいるのか」との質疑があり、当局より、「今回の第6波の影響により、今後、貸付件数が伸びる可能性があることから、これに対応できるよう、これまでの貸付実績を踏まえ、最大の規模を想定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新型コロナウイルスの影響によって家計等に影響を受けた世帯について幅広く支援していただくよう要望します。

次に、新型コロナウイルス検査促進事業についてであります。

このことについて複数の委員より、「この事業による無料のPCR検査は、これからも継続

して実施されるのか」との質疑があり、当局より、「無料検査は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、知事が県民に対して検査を実施する必要があると判断し、国との協議の上、実施することとなっており、現在の本県の感染状況を踏まえると、継続して実施したいと考えている」との答弁がありました。

次に、保健所職員の勤務状況についてであります。

このことについて委員より、「新型コロナの感染拡大への対応のため、保健所職員の時間外労働が過労死ラインを超えているといった報道が全国的になされているが、本県の対応はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「コロナ対応のため業務量が増大していることから、勤務時間帯の変更や応援職員の派遣、業務の外部委託を行うなど、職員の心身の健康に配慮した対応を行っている」との答弁がありました。

最後に、福祉保健部の事業の執行状況についてであります。

このことについて委員より、「コロナ対策に追われたことにより、年度当初に計画していた事業に影響はなかったのか」との質疑があり、当局より、「可能なものは延期等の措置を行うとともに、対面による実施を予定していた会議や研修については、コロナの影響によりオンラインでの開催に変更するなど、事業の執行に努めた」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第38号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、議案第38号、議案第58号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で11億6,100万円余の減額、特別会計で7,200万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第63号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は683億8,300万円余となります。

このうち、新規事業「屋外型トレーニングセンター整備事業」の発注者支援業務についてであります。

これは、屋外型トレーニングセンターの整備における、工程管理やコスト管理などの設計や施工に関するマネジメント業務を、建築や土木の専門知識を持つ民間企業に委託するものであります。

このことについて委員より、「支援業務を受託する者の意向により、施設の仕様が変更され、県の構想とは異なる施設になるおそれはないのか」との質疑があり、当局より、「この事業は、県で不足する知見について専門的なアドバイスをもらうなど、側面的支援を依頼するものであり、整備は県が主体性を持って進めることとしていることから、受託者の意向により仕様が変更することはない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、屋外型トレーニ

ングセンターが、本県の目指す「スポーツランドみやざき」のブランド力向上や選手の競技力向上を牽引する施設となるよう、強く要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で85億5,600万円余の減額、特別会計で3億2,000万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は811億9,800万円余となります。

次に、県営住宅の管理についてであります。

このことについて委員より、「県営住宅の空き家が目立つが、入居率はどの程度なのか」との質疑があり、当局より、「古い簡易平家建て住宅や簡易2階建て住宅は、建て替え等を予定しているため、政策空き家として、入居募集を停止しているところもある。このような政策空き家を除いた県営住宅の入居率は約83%になる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後の建て替え計画はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「県営住宅長寿命化計画に基づいて整備を行っていくこととしており、令和4年度は宮崎市と日向市の住宅で建て替えを行う予定である」との答弁がありました。

また、別の委員より、「特にエレベーターの設置義務がない時代に建てられた住宅の上層階に空き家が多いため、今後は、人口減少や高齢化などの地域の実情を踏まえた建て替えを検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてであります。

これは、家賃の長期滞納者に対し、住宅の明渡し請求と家賃等の請求の訴えを提起するもの

であります。

このことについて委員より、「家賃滞納が続く場合、連帯保証人に連絡を取っているのか」との質疑があり、当局より、「連絡を取っているが、連帯保証人に資力がなく弁済ができない方も多い」との答弁がありました。

また、別の委員より、「そもそも公営住宅は低所得者向けの住宅であるため、連帯保証人の資力等について条件を厳しくすることは難しいが、今後の家賃収納の在り方について検討していただきたい」との意見がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第38号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で24億5,400万円余の減額、特別会計で7,900万円余の減額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は232億9,200万円余となります。

このうち、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業についてであります。

この事業は、木材加工施設の効率化、競争力のある製品への転換や原木を低コストで安定供給するため、高性能林業機械の導入などの環境

整備を一体的に支援するものであります。

このことについて委員より、「建築基準法が緩和され、様々な用途で木材を利用することが可能となったことをビジネスチャンスと捉え、需要の高まりを見込んだCLTや集成材など付加価値の高い県産製品の生産拠点を整備する必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「CLTについて外材にも対抗可能な価格を実現するためには、需要の拡大等によるコストダウンが欠かせないことから、CLT協会等を通じて全国の情報を収集しながら、県産製品の出口戦略を検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で45億7,700万円余の減額、特別会計で6,800万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は425億600万円余となります。

このうち、新規事業「新たな食肉処理・流通施設等整備事業」についてであります。

この事業は、国内外のイスラム教徒、いわゆるムスリムの消費者を対象とした新たな販路の開拓や、県産肉牛の県内処理拡大のために、イスラム教の戒律に従った「ハラール」基準を満たす食肉処理施設の整備を支援するものであります。

このことについて委員より、「ハラール対象施設と既存の施設とでは、どのような違いがあるのか」との質疑があり、当局より、「処理設備は既存のものと変わらないが、イスラム教にのっとり、お祈りをしながら屠畜する点や、施設で働くムスリムの方の礼拝所を設ける点が異なっている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、宮崎県産牛肉の

輸出拡大に加え、国内のムスリム消費者にも宮崎県産が認知されることで、さらなる需要拡大につながるよう、販売手法の工夫や情報発信に努めていただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第38号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で40億5,000万円余の減額、特別会計で1億2,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,103億5,300万円余となります。

このうち、国際理解教育推進事業についてであります。

このことについて委員より、「コロナウイルスの影響で、予定していた外国語指導助手のうち4名が来日できないということだが、十分な英語教育が行えていないのではないかと」の質疑があり、当局より、「外国語指導助手を複数校勤務にしたり、各学校の英語教員を活用し、十分な英語教育を行えるよう工夫している」との答弁がありました。

次に、修学旅行のキャンセル料等支援事業に

ついてであります。

これは、第6波における新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大のため、県立高等学校等の修学旅行の中止または延期に伴うキャンセル料等を補償することで、保護者の負担軽減を図るものであります。

このことについて委員より、「修学旅行は、学校生活の中でも学びの多い印象的な行事であり、中止に伴う金銭的な補償だけではなく、失われた学びの機会についても代替策を講じる必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「修学旅行を来年度に延期したり、新たに学校行事等を開催するなど、学びの機会が失われることのないよう工夫していきたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県文化財保存活用大綱(案)についてであります。

これは、文化財継承の担い手を確保し、社会全体で支える体制づくりが必要となっており、県内文化財の総合的・計画的な保存・活用の促進や文化財保護行政の推進力強化を図るため、新たに策定するものであります。

このことについて委員より、「この大綱に基づき、各市町村が地域計画を作成することになるが、そのために必要な人材は足りているのか」との質疑があり、当局より、「6つの町村で文化財専門職員が配置されておらず、県の文化財専門職員がフォローする必要があると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村に対して、適切な助言や情報提供を行い、宮崎県の文化財の活用のための体制づくりを推進していただくよう要望いたします。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億5,000万円余の減額であり、この結果、補正後の一般会計予算額は263億9,800万円余となります。

最後に、令和3年中の交通事故情勢と取組についてであります。

このことについて当局より、令和3年中の交通事故発生件数は4,461件であり、23年ぶりに5,000件を下回ったことや、死者数が30名であり、全国統一の基準で統計を取り始めた昭和23年以降、2番目に少ない数であったこと等について報告がありました。

このことに対し委員より、「高齢運転者の単独死亡事故が減少しているとのことであるが、どのような要因が考えられるのか」との質疑があり、当局より、「コロナ禍による外出機会の減少に加え、高齢運転者に対する安全教育や制限運転など様々な施策が複合的に効果を上げてきている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、交通事故防止の取組を引き続き推進していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] (拍手) おはようご

ざいます。私は日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第38号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算」及び議案第58号「工事請負契約の締結について」の2つの議案について、反対の立場から討論をいたします。

議案第38号は、一般会計歳入歳出予算に、それぞれ139億3,773万円を追加補正するとともに、繰越明許費及び債務負担行為の補正を行うものであります。

また、議案第58号は、屋外型トレーニングセンター建設工事の契約を、吉原・和広・NTTファシリティーズ屋外型トレーニングセンター整備事業特定建設工事共同企業体と18億2,600万円を随意契約しようとするものであります。

議案第38号、第58号は関連がありますので、まとめて討論をいたします。

我が党が合意できない主要な理由は、2点あります。

まず第1は、フェニックスリゾート社のオーシャンドーム跡地にラグビー・サッカー場、多目的グラウンド、室内練習場、クラブハウス、トレーニングジムを建設することにあります。

このことについては、昨年9月議会において討論をいたしておりますので、繰り返すことはいたしません。が、「スポーツランドみやざき」という大義名分を持ってきても、フェニックスリゾート社の附帯施設となり、経済効果も、その大部分はフェニックスリゾート社が享受するものであります。

来年4月に供用開始となり、施設の管理は指定管理者が行うことになると思います。当然、施設利用料だけでは管理委託料が不足し、一般財源で補うことになると思います。これも、専らフェニックスリゾート社のためということになります。

こうやって一法人のために税をつぎ込むことについては、同意できるものではありません。ましてや、自ら進め失敗した第三セクターの跡地に、反省もなく血税を投入することに至っては、なおさらのことです。

同意できない第2の問題は、宮崎日機装株式会社に企業立地促進補助金8億8,000万円を補助するため、債務負担行為の補正など必要な措置を行っていることでもあります。

我が党は、県内において企業を立地することは、働く場の確保をはじめ、大変重要であると考えます。したがって、一定の優遇措置も必要と考えるものです。しかし同時に、資本金の額に限度などを設定することなどが必要であると考えます。

宮崎日機装は、東京に本社のある日機装の完全な子会社であり、親会社の日機装は資本金65億4,433万円、グループ全体の従業員は8,488名で、まさに大企業であります。内部留保は一般に利益剰余金を指すと言われますが、これが昨年9月30日現在、700億6,000万円です。

このような大企業にも一律補助しなければならないのか疑問を抱くし、問題であると考えます。

私は、この討論の中で、フェニックスリゾート社と日機装を問題にいたしました。単純に比較することにはなりません。が、一般質問で問題といたしました運転代行事業者への対応とは、行政の姿勢として、あまりにもかけ離れていると、このように思います。

以上のことを申し添えて、討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。



---

◎ 議案第38号及び第58号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第38号及び第58号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第39号から第57号まで及び第59号から第62号まで採決

○中野一則議長 次に、議案第39号から第57号まで及び第59号から第62号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第64号追加上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第64号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第64号を上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、まず、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況について御報告申し上げます。

本県に適用されておりました「まん延防止等重点措置」につきましては、昨日3月6日をもって終了となりました。これは、感染状況や医療提供体制について、第6波におけるピーク時と比較して一定程度の改善が見られたことなどから、3月2日に国に対して適用の終了を要請し、3月4日の国の対策本部会議において適用終了の決定がなされております。ここに至るまで、長期にわたる県民の皆様の御理解と御協力に対し、深く感謝申し上げます。

しかしながら、これは安全宣言ではありません。過去、本県でのまん延防止等重点措置や県独自の緊急事態宣言が解除された時点と比べますと、相当高い水準で下げ止まりの傾向が示されております。

県では、国の決定を受けて、速やかに県対策本部会議を開催し、県感染症対策協議会の専門家及び市町村長の御意見も踏まえ、県独自の「感染拡大緊急警報」の延長を決定しました。これから人の移動や会合の機会が増える年度末を迎える中で、感染が再拡大するおそれがあることから、3月を「リバウンド防止強化月間」として位置づけ、県民の皆様に対し、引き続き基本的な感染予防対策の徹底など必要な行動要請をお願いし、強い警戒を維持してまいります。

県としましては、オミクロン株の特性を踏まえた3つの対策、1、クラスター発生リスクの

高い施設等への対応強化、2、医療提供体制等のさらなる強化、3、ワクチンの3回目接種の加速化を重点的に推進することにより、第6波の鎮静化を図ってまいりたいと考えております。

また、県内外における感染状況を踏まえながら、消費喚起や県民県内旅行、いわゆるジモ・ミヤ・タビキャンペーンなど、地域の経済を地域で支えるための取組を工夫しながら進めてまいります。

今後とも、その時々状況を見極めながら、適時適切にアクセルとブレーキを使い分けることにより、慎重なかじ取りが求められているものと考えております。

引き続き、市町村や医療機関等と連携し、県民の命と暮らしを守るべく、全身全霊を傾けて取り組んでまいりますので、県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ウクライナをめぐる情勢について一言申し上げます。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻は、我が国を含む国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章など国際法の明確な違反であり、断じて容認できるものではありません。

国連総会において、圧倒的多数で対ロシア非難決議が採択されており、世界中の多くの国々が武力の行使を非難し、戦争のない平和な世界を希求しております。

ウクライナにおいては、多数の民間人を含む犠牲者がいるとの報道もなされており、一日も早く事態が平和的に解決されることが望まれます。

政府におかれては、邦人の安全確保と国際社

会と連携した速やかな平和の実現に向けて、万全を尽くしていただくよう求めるものであります。

なお、本県佐土原町出身の外交官、根井三郎氏は、ウラジオストク総領事館勤務時代、杉原千畝氏の発行した命のビザのバトンをつなぐ役割を果たされました。その御功績に思いを致すとき、今の私たちに何ができるのか、何をなすべきなのか、今後の状況を見極めながら、そのことにも思いを巡らせてまいりたいと考えております。

それでは、提案いたしました議案第64号について御説明申し上げます。

このたび、教育長黒木淳一郎氏が令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として、同じく黒木淳一郎氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日8日から15日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、16日午前10時から、令和4年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時39分散会

3月16日（水）



# 令和 4 年 3 月 16 日 (水曜日)

午前10時0分開議

## 出席議員 (36名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームむか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	横田照夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	右松隆央	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	二見康之	(同)
26番	日高陽一	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
33番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
34番	徳重忠夫	(同)
35番	日高博之	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	濱砂守	(同)

## 欠席議員 (1名)

32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
-----	------	--------------

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	永松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

## 事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第37号まで及び請願）

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和4年度当初予算関係議案等について、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第37号までの各号議案、並びに継続審査中の請願第6号及び第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致により、請願第9号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和4年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました令和4年度一般会計の予算規模は6,414億7,700万円で、前年度当初予算と比較して159億7,200万円、2.6%の増となっております。これは、口蹄疫関係の貸付金の償還を含む平成27年度を除けば、平成15年度の6,437億円以来、19年ぶりの規模となります。また、特別会計については2.3%の増、公営企業会計に

ついては18.9%の減となっております。

当初予算の特徴としましては、新型コロナウイルス対策や経済対策、県土の強靱化対策等を切れ目なく講じるため、令和3年度1月、2月補正予算と一体的な15か月予算として編成されており、新型コロナに係る総合対策として311億円、デジタル変革・ゼロカーボン社会づくりに係る対策として110億円、人口減少対策として70億円の予算がそれぞれ計上されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が個人県民税や法人事業税の堅調な伸びが見込まれることにより、前年度と比較して9.8%の増となる一方で、分担金及び負担金は、土地改良事業に係る負担金の減等により5.6%の減、諸収入が、中小企業融資制度貸付金元利収入の減等により2.8%の減となるなど、全体では6.4%の増となっております。自主財源比率は40.2%、前年度と比べ1.4ポイントの増となっております。

このうち、財政関係2基金からの繰入れは252億円余となり、令和4年度当初予算編成後の基金残高は335億円程度となる見込みであります。

また、依存財源については、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税額が減となったものの、地方譲与税が特別法人事業譲与税の増等により増となったことなどにより、前年度と比較して0.1%の増となっております。

なお、県債残高については、令和4年度末見込みで8,291億円余となり、今年度末と比較して196億円余の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高についても4,978億円余となり、2億円余の減となる見込みであります。

一方、歳出では、義務的経費は、人件費や公債費の減等により1.4%の減、投資的経費は、国民スポーツ大会に係る施設整備事業費の増等に

より7.4%の増、その他一般行政経費は、新型コロナウイルスの軽症者等宿泊療養施設運営費やワクチン接種緊急支援事業など、新型コロナウイルス対策に要する費用の増により4.2%の増となっております。

次に、総合政策部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて226億8,800万円余で、前年度と比較して22.3%の増となっております。

このうち、新規事業「宮崎県バスネットワーク最適化支援事業」についてであります。

まず、このことについて当局より、地域間幹線バス路線の見直し方針として、県のリーダーシップの下、関係市町村・バス事業者等と連携し、今後5年間で持続可能なバス路線網を構築することや、地域間幹線バス路線の運行主体を既存のバス事業者から他事業者または市町村に転換することなどについて、短期集中で取り組んでいくとの説明がありました。

このことについて委員より、「県が今回の見直し方針を定めたのは、このままでは地域間幹線バス路線の維持が困難であると判断したためなのか」との質疑があり、当局より、「コロナ禍における緊急支援として既存バス事業者に対する支援を行った一方で、県民の移動手段確保は非常に重要であるものの、いつまでも赤字補填を続けては持続可能な路線網を構築することはできないと判断したためであり、今回の方針に基づき5年間しっかりと検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、見直し方針に基づき設置される宮崎県バスネットワーク最適化支援基金を活用した当該事業について、複数の委員より評価する意見があった一方で、別の委員より、「地域の在り方も含め、市町村が自ら考えていくことが重要

であるが、県がリーダーシップを発揮して議論を重ねるとともに、事業の効果を確かなものとするため、事業者が経営努力をした上で真に必要な部分に対して支援することを念頭に、事業を進めていただきたい」との要望があり、当局より、「事業者の育成や調整等、課題は山積しているが、引き続き事業者に対しては、経営の効率化や経費の節減を求めていくとともに、行政として支援する部分については慎重に判断し、5年間しっかりと腰を据えて取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

さらに委員より、「人口減少が進む中、バスの利用者や利用目的も刻々と変化しているため、将来も見据えて持続可能なバス路線網の構築を進めていただきたい」との意見があり、当局より、「将来の地域づくりの観点も含めて、県民の重要な移動手段であるバス路線をどのように確保していくべきか検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、将来の本県の交通体系の基礎をつくる大変重要な取組であることから、市町村、関係事業者と十分に連携しながら、多角的な視点で慎重かつ丁寧に検討を進めていただくよう要望いたします。

次に、総務部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,325億1,600万円余で、前年度と比較して0.9%の減となっております。

このうち、新規事業「宮崎県東京ビル再整備事業（モニタリング業務）」についてであります。

この事業は、東京ビルの再整備に当たり、民間事業者が行う既存ビルの解体、新ビルの設計、施工、工事監理等の業務が契約に定める水

準を満たしているかを確認するため、建設等の専門業者に確認や助言等の支援業務を委託するものであります。

このことについて委員より、「通常、県が工事の進捗管理等を行うが、これに対する助言等を専門家に委託するのはなぜか」との質疑があり、当局より、「今回の東京ビル再整備事業は、これまでと異なる官民合築ビルとして整備することから、より専門的な視点を踏まえて、適切に事業の遂行状況を確認することで、契約に定める水準を確実に満たしてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第4号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の令和4年度予算につい

てであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,586億8,100万円余で、前年度と比較して4.7%の増となっております。

このうち、新規事業「ひきこもり実態把握・情報発信事業」についてであります。

この事業は、ひきこもりの実態把握に向けた調査を実施するとともに、様々な支援策の情報発信を行うものであります。

このことについて委員より、「コロナ禍により、ひきこもりがさらに増えているのではないかと思われるが、本県の状況はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「全国的にひきこもりが増えていると報道されているが、今回の調査を実施することにより、本県の実態をしっかりと把握していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「国も孤独・孤立対策担当大臣を置くなどして、問題解決に乗り出している。対策を講じるためには、しっかりとした調査と分析が必要となることから、力を入れて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、発達障がい児早期発見・早期診断等支援事業についてであります。

この事業は、発達障がいのある子供たちの早期支援のため、これまでの取組に加え、新たに医療従事者向けの研修を行うものであります。

このことについて複数の委員より、「発達障がいについては、早期の診断が重要であるが、本県にはその診断ができる専門医が少ないとの声を聞いている。専門医を増やすためにどのような取組を行っているのか」との質疑があり、当局より、「現在、県内7市4町の29の医療機関で診断を行っている。関心を示している医師



も相当数いることから、少しでも多く増やせるよう努力してまいりたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「ヤングケアラー等支援体制整備事業」についてであります。

この事業は、本県におけるヤングケアラーの実態を把握し、適切な支援につなげていくものであります。

このことについて委員より、「ヤングケアラーについては、大きな社会問題となっており、国による調査も先行して行われているが、今回、どのような調査を行うのか」との質疑があり、当局より、「自分がヤングケアラーであるということを自覚していない子供たちが多くと考えられることから、家事や介護等を行っている頻度や時間などの実態について、具体的に調査を行っていききたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、様々な困難を抱える子供たちや若者の早期発見や適切な支援を行っていく上で大変重要な取組となることから、関係部局と連携し、しっかりとした調査を行っていただくよう要望します。

次に、病院局の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算のうち、収益的収支については、病院事業収益が392億8,300万円余、病院事業費用が398億3,400万円余であり、収益から費用を差し引いた収支の差は5億5,000万円余の赤字となっております。

これは、患者数の増加による入院・外来収益の伸びが見込まれる一方で、県立宮崎病院の新病院完成に伴い、建物及び医療器械等の減価償却費が増加することが主な要因であります。

次に、新規事業「県立延岡病院心臓脳血管センターハイブリッド手術室整備事業」についてであります。

このことについて委員より、「これまでも心臓脳血管センターの整備は行われているが、今回はどのような治療に対応した整備を行うのか」との質疑があり、当局より、「これまでの心臓疾患の治療に加え、新たに脳神経疾患の血管内治療や一般の外科治療など、多くの症例に対応できる医療機器の導入とその手術室を整備するものである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、既存の設備に加え、新たな手術室を整備することにより、県民に高度で良質な医療を提供するとともに、県立延岡病院の研修施設としての魅力を高めることで若手医師の確保にもつながることから、早急に整備を進めていただくよう要望いたします。

次に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

最後に、当委員会所管の両部局におかれましては、長期間にわたり新型コロナとの闘いの最前線で業務に従事され、県民の命を守るため、日々感染の抑え込みに御尽力いただいておりますことに、心から敬意と感謝の意を表したいと思います。

一日も早い感染の収束と、職員の皆様の心身の御健康を切にお祈り申し上げまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第21号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて567億4,100万円余であり、前年度の当初予算と比較して8.6%の増となっております。

このうち、令和4年度企業立地促進補助金に関する債務負担行為の追加についてであります。

これは、県が立地認定した企業に対し、設備投資や新規県内雇用者数の実績等に応じて支援する企業立地促進補助金を分割して交付するため、債務負担行為を設定するものであります。

このことについて委員より、「補助金の交付に当たり、1年間継続して雇用していることが要件とのことであったが、数年後に県外に転勤があれば、補助金の目的が達せられないことも考えられるため、県内雇用者の定着を促進させるよう取り組んでいただきたい」との意見があり、当局より、「雇用創出や県内定着が高まるよう、対象となる企業に働きかけてまいりたい」との答弁がありました。

次に、技能検定試験手数料についてであります。

これは、国が技能検定の減免措置の対象者

を25歳未満の雇用保険被保険者に限定することに伴い、改正を行うものであります。

このことについて委員より、「若年層の負担が増えることになるが、なぜ国はこのような改正を行うのか」との質疑があり、当局より、「対象となる技能検定試験の受検者の6割を占める25歳未満の受検者に減免措置を重点化し、ものづくり分野を支える必要な人材の確保・育成を支援するためなどと聞いているが、その背景には、コロナ禍で特例措置が講じられている雇用調整助成金等の支出が増加したことによる財源の枯渇があると聞いている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、若年者の資格取得は、仕事の幅が広がり、所得の増加に直結する重要な問題であるため、減免措置の継続について、引き続き、国に要望を行うとともに、県においても、若年者の技能資格の取得促進に向けて必要な対策を検討していただくよう、要望いたします。

次に、県土整備部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて748億9,300万円余で、前年度と比較して1.9%の増となっております。

このうち、新規事業「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業」についてであります。

これは、建設産業の深刻な担い手不足に対応するため、働き方改革や生産性向上への支援、産業の魅力発信などに取り組むものであります。

このことについて委員より、「建設業への就職状況はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「令和2年度は県内から290

名の高校生が建設業に就職しており、そのうち約53%が県内の企業に就職している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「担い手確保のため、新卒だけでなく、中途採用や県外からのUIJターン希望者も積極的に取り込んでいく必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「本事業で構築するポータルサイトから発信する建設産業の魅力や企業の情報等も活用しながら、産学官で連携して、幅広く担い手を確保していきたい」との答弁がありました。

次に、公共道路維持事業についてであります。

このことについて委員より、「設計手法や施工技術が進歩する中で、点検等において、結果的に、あるいは時間を経た後に得られる知見もあると思うが、それらは改善点として現場にフィードバックされているのか」との質疑があり、当局より、「点検や補修工事などで得られた知見は随所で生かされており、これらを次につなげていくことは非常に重要であると考えているため、今後も点検等を通して得られた知見については、しっかりと現場に伝えてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて211億8,900万円余で、前年度と比較して0.6%の増となっております。

このうち、ゼロカーボン社会づくりの推進に関する3つの新規事業についてであります。

これらの事業は、2050年ゼロカーボン社会の実現に欠かせない、事業者や県民一人一人の積極的な取組を促進するため、訴求効果の高いプロモーションや事業者の再エネ設備導入の支援等を行うものであります。

このことについて委員より、「我々の世代に比べ気候の変化に実感のない若者世代を含め、県民全体でゼロカーボン社会を目指す必要性を共有するためには、将来の宮崎県の姿など、実感が湧くような伝え方が必要となるのではないか」との質疑があり、当局より、「県民の行動変容を促すためには、その必要性を強く訴えていくことが重要であると考えている。今、取組を始めなければ、宮崎県が今後どのように変化するのか、具体的なリスクを示しながら、啓発に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また別の委員より、「県庁も一事業者として太陽光発電設備等の導入に取り組もうとしているが、今後どのように設置を進めていくのか」との質疑があり、当局より、「現在、総合農業

試験場をはじめ、21の県有施設に設置している。今回、県庁7号館と延岡総合庁舎への設置を予定しており、今後、他の施設についても可能性調査を行った上で、設置に向け検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、庁舎における発電設備導入や、公用車に電気自動車を導入するなど、ゼロカーボンに向けた取組の充実を要望します。

次に、「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業についてであります。

この事業は、みやざき林業大学校において、実践的な知識や技術を身につけるための効果的な研修等を行うものであります。

このことに関連して委員より、「林業大学校における長期課程の志願者数と合格者数について、現状はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「募集要項に基づき、推薦入試で10名程度、一般選考で5名程度の合わせて定員15名として募集を行っているが、今年度は、推薦選考で16名、一般選考で17名の受験があり、そのうち21名が合格となった」との答弁がありました。

これに対して委員より、「志願者の3分の1程度を不合格とするのは、人材が不足する現状にそぐわないのではないか」との質疑があり、当局より、「限られた職員数で安全を確保し、下刈りや除伐・間伐等の現場実習を行うためには、現体制で最大限の人数を受け入れている状況である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「後継者不足が深刻化する林業においては、できるだけ多くの担い手を育てていくことが重要となることから、研修内容や研修方法を工夫して、1人でも多くの入講希望者を受け入れられるよう、職員配置を

含めた体制づくりを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて437億4,000万円余で、前年度と比較して2.5%の増となっております。

このうち、農地中間管理機構等支援事業についてであります。

この事業は、農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を支援するものであります。

このことについて委員より、「遊休農地等が増加し、農地中間管理機構の役割も大きくなる中で、目標値に対して、実績はどのくらい上がっているのか」との質疑があり、当局より、「年間の転貸面積は3,000ヘクタールを目標としている。令和3年度の実績は、2月末時点で、暫定ではあるが、新規転貸面積と再転貸面積を合わせて1,957ヘクタールであり、達成状況は3分の2程度である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「国は荒廃農地の利活用の可能性を広げているが、農地中間管理機構として、農地の預かり方について検討はされているのか」との質疑があり、当局より、「人・農地プランにおいて、農地の将来の在り方について、地域住民が話し合い、合意形成を図っていくことが重要であることから、県としても、この人・農地プランの策定を支援するとともに、話し合いによって守るべき農地に位置づけられた農地について、農地中間管理機構において中間管理していく方向で検討している」との答弁がありました。

このことについて複数の委員より、「本県の中山間地域の多くは、高齢化と荒廃農地の問題

を抱えている。行政職員が地域の中に入り、住民とともに将来像を描いていき、早めの方策を打ち出していきたい」との要望がありました。

次に、みやぎきローカルフードプロジェクト(LFP)強化事業についてであります。

この事業は、地域食資源の高付加価値化に向けた取組を強化するため、ポストコロナの消費ニーズに対応した新商品の開発等を支援するものであります。

このことについて委員より、令和3年度を取組実績について質疑があり、当局より、宮崎県内の果樹・野菜生産者と大手観光企業によるオンラインツアーなど、8つの事業の紹介がありました。

これに対して委員より、「いずれも本県の食資源を生かした大きな成果が期待できる素晴らしい取組であるが、利益を生む循環が生まれるまでの支援体制は整っているのか」との質疑があり、当局より、「LFPに取り組む22都道府県の中でも、本県はトップレベルの取組をしていると自負している。財源を確保し、専門家派遣による商品のブラッシュアップ支援を行うなど、必要なアフターフォローもしっかりと行ってまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ポストコロナの経済復興に向けて、県外で作られているものが多い本県の土産品について、県内産の土産品を作るという視点で開発に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第6号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和4年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支における事業収益は49億3,600万円余、事業費は51億100万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残はマイナス1億6,400万円余であります。

また、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益は3億6,600万円余、事業費は4億1,900万円余で、収支残はマイナス5,300万円余であります。

さらに、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益は2,100万円余、事業費は1,900万円余で、収支残は200万円余となっております。

次に、教育委員会の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,126億3,100万円余であり、前年度と比較して0.3%の増となっております。

す。

このうち、天皇杯獲得を目指した競技力向上対策についてであります。

これは、令和9年度に本県で開催予定の「第81回国民スポーツ大会」において天皇杯獲得を目指すとともに、大会終了後も安定した競技力を維持し、スポーツを核とした地域振興を図るため、効果的な競技力向上対策に取り組むものであります。

このことについて委員より、「国民スポーツ大会に向けて様々な競技の練習拠点の整備が予定されているが、大会が終わった後のそれぞれの練習拠点を活用した競技の普及・定着について検討されているのか」との質疑があり、当局より、「開催地域のシンボルスポーツとして、今後発展させていくことは重要な課題であると認識しており、各市町村と連携し、競技の普及と啓発に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、みやぎきの子どもを守る総合支援事業についてであります。

これは、公立学校における様々な課題に対応するために、スクールカウンセラー等の専門家の配置・派遣を拡充し、電話相談窓口と併せて教育相談体制を充実させるとともに、いじめ問題に係る支援体制の整備といじめの未然防止の取組の充実を図るものであります。

当委員会といたしましては、総合的な取組の推進により、各取組主体の相互連携などを通じて、より事業効果を発揮していただくことを要望いたします。

次に、宮崎県立特別支援学校教育整備方針についてであります。

このことについて委員より、「聴覚障がい専門の特別支援学校が県西部と県北部にしか設置

されていないが、人口の多い県央部での聴覚障がい教育の在り方についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「県央部の聴覚障がいを持つ子供たちが、県央部にいながら専門的な教育が受けられるよう、通級による指導や巡回教育相談を定期的に受けることができるような体制を目指していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、公安委員会の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は270億8,800万円余であり、前年度と比較して1.3%の減となっております。

このうち、交通安全施設整備事業についてあります。

このことについて委員より、「信号機柱について、既存のコンクリート柱から、強度が高く地震に強い鋼管柱へと更新が進められているが、進捗状況はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「信号機柱の94%が鋼管柱化されており、令和10年度までに全てを鋼管柱化する予定である」との答弁がありました。

次に、サイバー犯罪捜査支援強化事業についてであります。

これは、サイバー犯罪捜査を迅速かつ的確に行うための捜査員の研修実施や必要な捜査機材の整備、広報啓発活動を推進するものであります。

このことについて委員より、「サイバー犯罪の手口が高度化しているが、警察もそれに対応できる体制をつくっているのか」との質疑があり、当局より、「既に令和元年に、IT企業等での職務経験を有するサイバー犯罪捜査官を採用しており、サイバー犯罪の捜査で活躍している。また、令和3年度に、新たに情報工学卒と

いう警察官特別採用試験を実施し、4月から1名採用予定である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県外からのアクセスによるサイバー犯罪もあるため、警視庁や各県警察と緊密に連携し対応していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表して、議案第1号、第4号、第21号、第24号について反対の立場から、また、請願第6号については、採択を求めて討論を行います。

まず、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計予算」についてです。

県予算にも大きく関わる政府の新年度予算の

問題は、新型コロナウイルス感染拡大への対策の不十分さの上、社会保障削減と大軍拡を進めるなど、国民には冷たく、危険な予算案であることです。

新年度、県の当初予算は、一般会計で6,414億7,700万円、2.6%増の増額予算です。自主財源である県税は、個人県民税や法人事業税の増により1,048億4,000万円、9.8%の増収、地方消費税清算金は511億3,700万円余、1.5%の増収です。消費税収の伸びが顕著に示されています。依存財源では、地方譲与税が72億円余、55.4%の増、地方交付税は臨時財政対策債とも前年度を下回り、県債発行額は538億円余、県債残高は8,291億円余と、依然として多額に及んでいます。

今、県民の暮らしは、実質賃金は上がらず、年金は減らされながら、医療や介護の負担は増え、消費税の負担が追い打ちをかけるという厳しい状況の中、2年にも及ぶ新型コロナウイルスの影響が深刻さを増し、今年に入り、オミクロン株の爆発的な感染拡大は、あらゆるところに深刻な影響を及ぼしています。県民の命と健康を守ることは当然のこと、暮らしやなりわいを支える十分な対策、手だてが求められています。

予算の全体では、コロナ対策、福祉や医療、教育、文化、農業、地場産業の振興など、必要な一定の予算が組まれています。不十分さや問題点も含んでおります。

第1に、医療・福祉・社会保障についてです。

コロナ禍の下で、まず保健所体制の強化、保健師の増員が必要であることが浮き彫りになりました。現場の疲弊を解消するためにも、政府に対して、保健師の交付税措置を増やすよう求

め、恒常的な増員が必要です。

また、第7次医療計画は5年度目に入り、地域医療介護総合確保基金を続行し、地域医療構想の下、病床機能再編事業と看板を書き換えて、民間病院と公立・公的病院などの病床の大幅削減や統合を迫ろうとするこの構想は、そもそも、患者負担増による受診抑制を改善せず、在宅療養確保のめどがつかないまま、患者を入院から在宅、施設へ追い出すものです。また、コロナ禍に対応する病床確保の視点が全く欠落している点でも、同構想推進は中止すべきです。

子育て支援については、恒常的なものはありますが、就学前までの乳幼児医療費助成事業は、子育て支援の要として子供医療費助成事業に発展させ、対象年齢を拡大する予算化が問われていると思います。

第2に、雇用対策や地域経済の要である中小企業への支援対策を、もっと充実することです。とりわけ、コロナ禍で痛手を受けた事業者や、離職を余儀なくされた人への支援が最重要です。暮らしやなりわいが保障されてこそ、地域経済も生かされます。その点では、知事が県政推進の基本として、コロナ禍の暮らしに寄り添う姿勢を明確に示され、「コロナで受けるダメージは一様ではなく、営業時間の短縮要請等の行動要請により影響を受けた飲食店や関係事業者、それぞれの置かれた状況に思いを致し、しっかりと寄り添い、支え合う社会を築く」と表明されました。今、この姿勢を実行に移すことを求めたいと思います。

また、企業誘致に関して、立地企業フォローアップ対策費の企業立地促進補助金9億4,200万円余についてです。

企業誘致は、県内雇用や地域経済を支えると

いう点でも重要です。しかし、中でも大企業であるキヤノンや日機装に、今年度、予算の3分の1の多額が費やされ、今後、分割してそれぞれ8億円を超える補助金の支出が見込まれています。十分体力のある大企業と中小企業などと同列に置いた基準での補助金支出には、再考が必要ではないでしょうか。このコロナ禍の中で、財政支出の在り方が問われるものです。

以上、当初予算案について、幾つかの問題点を指摘させていただきました。地方自治を守る立場で、自治体本来の役割である、住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民に寄り添った公平公正な行財政運営を求めるものです。

次に、議案第4号「令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」についてです。

2018年4月から、国保の財政運営が都道府県単位となり、都道府県が標準保険料率を示して、市町村が保険税の値上げを推進する仕組みがつけられました。

昨年度は、県内では13の自治体、50%が国保税の引上げを行っています。

国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めます。高い保険税が滞納を増やしていますが、国が国庫負担金を減らし続けていることが最大の要因です。国保制度は、コロナ禍で様々な課題に直面しています。削減してきた国庫負担を増やすことを国に求め、財政基盤の強化を図ることが必要です。

また、国保税引下げのためにも、今年度から国が行う、未就学の子供の均等割保険税軽減の対象年齢を広げることや、地方自治体が独自に行う、子供や障がい者などへの医療費助成などに対する国庫負担削減措置は直ちにやめるよう、政府に求めることなどが必要であり、こう



した点を強く求めるものです。

次に、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

今回、幾つもの使用料及び手数料の引上げ提案がなされておりますが、その中で、技能検定試験手数料については、これまで国が行ってきた技能検定2級、3級を受検する35歳未満の若年者に対しての試験手数料の減免措置対象者を、25歳未満の雇用保険被保険者に限定することとしたことにより、試験料の引上げを行うとするものです。例えば、2級を受検する雇用保険未加入の20歳学生は、現行9,200円が1万8,200円に、3級受検の30歳就業者は、現行9,200円が1万8,200円に、3級受検の高校生は、現行3,100円が1万2,100円になるなど、大幅な負担増となります。ものづくりが大事だと言われて久しい現在、若い世代で、ものづくり分野を支える人材の確保・育成を支援するため、受検しやすい環境を整備するとして本来の目的を後退させるものであり、認められません。県の努力も必要ではないでしょうか。

また、議案第24号についても、運転免許関連手数料の改定は、主に高齢者講習の手数料の引上げです。高齢者は、ほとんどの方が年金生活者です。しかも、毎年、年金は引き下げられ、医療や介護など負担ばかりが増える中で、さらなる負担増は認められないものです。

最後に、請願について述べます。

第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」については、さらに継続審査との委員長報告でありました。同請願は、令和2年11月定例会に提出されて以来、6回もの議会で審査が行われてきました。このコロナ禍の中で、子供たちの学びを支えるための切実な要望

です。とりわけ、第6波に見舞われている現在、学校でのクラスターも増えており、国も段階的に少人数学級を進める状況にあります。今こそ、少人数学級の促進を図るべく、この請願を採択して県民の期待に応えることが必要であり、それこそが県議会の役割ではないでしょうか。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第4号、第21号及び第24号  
採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第4号、第21号及び第24号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号、第3号、第5号から第20号  
まで、第22号、第23号及び第25号から第  
37号まで採決

○中野一則議長 次に、議案第2号、第3号、第5号から第20号まで、第22号、第23号及び第25号から第37号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議案第64号採決

○中野一則議長 次に、さきに提案のありました、教育長の任命の同意についての議案第64号を議題といたします。

〔黒木教育長退席・退場〕

○中野一則議長 質疑の通告はありません。お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第64号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔黒木教育長入場・着席〕

---

◎ 特別委員長調査結果報告

○中野一則議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会では、感染症対策の強化及び医療体制・県内経済の安定へ向けて、所要の調査活動を行ってまいりました。

調査結果につきましては、お手元に配付の報

告書のとおりであります。その概要について、ここで、御報告申し上げます。

本県における新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月に1例目が発生して以降、これまで2万人以上の感染者が確認されており、100人以上の命が奪われるなど極めて大きな社会影響を及ぼしています。

今年度は、感染力の強い変異株「デルタ株」の蔓延により、第4波の5月と第5波の8月に、県独自の緊急事態宣言を発令、特に第5波においては、8月27日から9月30日までの期間に、まん延防止等重点措置が適用となるなど、医療崩壊の危機に直面する事態にまで発展しました。

10月1日に、まん延防止等重点措置が解除された後は、ワクチン接種の進展に伴い、感染状況が落ち着くなど、経済回復の兆しが見えてきたところでありましたが、新たな変異株「オミクロン株」の蔓延により、年が明けて1月に入ってから、今までにないスピードによる感染拡大が発生し、第6波に突入しました。

1月21日からは、まん延防止等重点措置が適用になり、同日より、重点措置区域として、宮崎市、都城市、延岡市及び三股町が指定され、同月25日からは、全市町村が指定されました。このまん延防止等重点措置の適用期間は、当初、2月13日までの期限でしたが、感染の高止まりなど、峠を越えるという状況までには至らず、3月6日まで延長となりました。

このように、断続的に起こる感染拡大の波により、経済回復の足がかり、タイミングがつかめない中、経済への影響は長期化かつ深刻化しています。

このような状況において、県民の命と健康を守ることを最優先に、医療提供体制の強化をは

じめ、検査体制の充実、ワクチン接種など、現在の感染拡大防止の取組を継続していくことはもちろんですが、並行して、経済活動基盤の維持だけにとどまらず、新たな変化、さらなる発展にかじを切っていかなければ、この冷え切った経済を押し上げることは大変厳しい状況であると認識しています。

世界的にコロナ禍が長期化する中、ワクチンや治療薬の開発など、新たな情勢の変化に伴い、様々な課題等に対応していかなければならない状況を踏まえ、当委員会では、「本県の地域医療体制等」「感染症予防等への対応」「学校における対応」「ワクチン接種」「コロナ禍における経済・観光対策」の5項目を調査事項として、所要の調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめました。

以下、提言の主なものについて御紹介いたします。

まず、調査事項の「本県の地域医療体制等」「感染症予防等への対応」及び「ワクチン接種」についてであります。

新型コロナウイルス感染症に関しては、過去の感染拡大の波について、不断の分析・検証を行い、医療提供体制の強化、検査体制の強化、ワクチン接種の推進など、これまでの対策を継続・強化することにより、県民の命と健康を損なう事態を回避することが重要です。

県当局には、必要な病床や宿泊療養施設の確保、訪問看護ステーション等との連携による自宅療養者の健康観察体制の強化など、医療体制の整備をさらに進めていくことを要望します。

また、過去の動向を踏まえ、感染地域のみならず、高齢者施設などの必要な施設等に対する幅広い検査を実施するなど、感染防止の取組を強力で推進するとともに、3回目のワクチン接

種がスムーズに実施できるよう、市町村、医療機関、関係団体と十分に連携を図ることを要望します。

次に、本県の経済復興については、感染リスクを引き下げ、感染拡大を防止しつつ、時期をうかがいながら、ワクチン・検査パッケージ制度の活用など、行動要請緩和への転換を進めていく必要があります。

県当局には、新たな変異株の特徴や感染状況など、様々な状況を踏まえ、行動要請の緩和の内容、適用について、柔軟に対処していくことを要望します。

また、感染状況、感染拡大の傾向・原因、変異株についての正確な情報など、状況の変化に即応した提供を行い、県民の行動変容に資する機運醸成を図ることを要望します。

次に、調査事項の「学校における対応」についてであります。

新型コロナウイルス感染症により、学校の臨時休業をはじめ、各種スポーツ大会・学校行事等の中止・縮小など、様々な影響を受けており、児童生徒の不安が払拭されないままの学校生活が非常に懸念される所ですが、このような中においても、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していく必要があります。

県当局には、児童生徒の勉強の遅れに対する不安解消のため、休校等におけるオンライン授業など、学びを止めない体制づくりをさらに推進していくとともに、教員のICT能力の向上のため、教員間におけるICT活用事例の共有や各校での情報交換など、教員のICT知識の積極的な取得に努めることを要望します。

また、ICT環境の整備により、生徒同士、生徒や教員とのつながりのツールが増えていることから、学習のツールとしての側面だけでな

く、不登校等の様々な課題への活用も検討することを要望します。

最後に、調査事項の「コロナ禍における経済・観光対策」についてです。

経済復興対策については、景気の落ち込んでいる中小企業の支援や雇用対策・観光対策に継続して取り組むことに加え、コロナ禍に対応した取組や社会経済構造の新たな変化に対応した取組に着目し、コロナ以前の状態に戻すだけでなく、コロナ前を超えるといったゴールを見据えて取り組んでいくことが重要です。

あわせて、これらの各種施策・制度については、支援の必要な県内企業等が十分に活用できるよう、周知徹底を図っていく必要があります。

県当局には、コロナ禍によるテレワークやワーケーションの進展など、社会経済構造の変化を好機として、生活しやすい宮崎の環境を武器に企業の誘致を行うなど、本県経済の発展・雇用創出に取り組むことを要望します。

また、企業のコロナ禍に対応した取組や社会経済構造の変化に対応した取組、業種・企業をまたいだ取組について支援を行うとともに、情報の共有等を行い、本県経済の発展に取り組むことを要望します。

以上、委員会報告書の概要として御報告いたします。

県当局においては、第4波から第6波といった度重なる感染拡大において、業務負担が増大する中、着実に対策を実施しており、一連の対応を高く評価している所です。

特に、感染力が非常に強いオミクロン株蔓延の状況下において、県職員を多数動員し、保健所等の体制維持など、全庁挙げて取り組んでおられることに敬意を表します。

引き続き、迅速かつ臨機応変に対応できるよう全庁体制の整備を進め、保健所体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の変異株等の特性や、国における感染症法に基づく分類の見直し議論等について、しっかりと注視し、柔軟に対応していただくことを期待しています。

また、「コロナ禍からの復興と成長活力の創出」を令和4年度の重点施策の一番に掲げていますが、県議会としても、新型コロナウイルス感染症に対して、今後とも最重要課題として取り組んでまいります。

第6波の急激な感染拡大により、感染防止対策と社会経済活動の両立について、いかにバランスを取り続けるかという困難な状況にも直面したところでありますが、医療機関や関係団体、市町村等との協力・連携をより強化していくことはもちろんのこと、県民一人一人の理解促進を図りながら、オール宮崎で、この長期化する「歴史的な危機」を乗り越えていかなければなりません。

県当局には、当委員会の提言を踏まえ、県全体でさらなる総力を挙げた取組を推進していただくことを要望して、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、地域振興対策特別委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、本県の地域振興対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

人口減少や高齢化の進展に加え、コロナ禍に伴う地域経済の落ち込みや、地方回帰をはじめ

とする社会の様々な変化を的確に把握し、県民が未来に夢や希望を持って暮らすことができる地域づくりをしていくことが、重要な課題となっております。

そこで当委員会では、1、中山間地域振興、2、地域活性化、3、公共交通、4、地域防災の4項目について調査を行い、将来の宮崎の在り方に向けた県への提言を取りまとめました。

ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、「中山間地域振興に関すること」についてであります。

中山間地域においては、特に人口減少や高齢化が進んでおり、地域産業や地域を支える担い手の減少が大きな課題となっております。

委員会では、県や市町村の地域振興の取組などについて調査を行いました。主な取組の一つとして、県当局から、「特定地域づくり事業協同組合制度」について説明がありました。

この制度は、人口減少に直面している地域において、地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業」を行う事業協同組合に対して、財政的・制度的支援を行うものであり、本県においても、組合設立に向けて市町村や事業者を支援しているとのことでした。

委員会では、全国で初めて設立された島根県海士町の組合と、オンラインで意見交換を行いました。この制度は、人口減少地域における地域産業の担い手の確保や、移住の呼び込みなどの点でも非常に有効であると感じました。一方で、組合設立後の市町村の財政負担や組合運営を円滑にするための事務的・人的負担が大きいなどの課題もあることが分かり、当局に対して、「組合の設立支援に当たることに加え、設立後の組合運営が持続できるよう、市町村と連

携して支援すること」を求めました。

コロナ禍において、地方での暮らしや働き方が注目されるなど、地方回帰の動きが活発になっていることは、本県の人口減少対策の取組を進める上でも好機と思われます。しかし、このような地方回帰の動きにより、本県へ流入する人口には限りがあり、「新たな人の流れ」を取り込む施策の推進だけで人口減少に歯止めをかけることは、極めて困難であります。県当局においては、社会情勢を適時的確に捉えた施策を推進するとともに、人口減少や高齢化が今後進むことに対して、これまで以上の危機感を持って対策に取り組むことを要望いたします。

次に、「地域活性化に関すること」についてであります。

地域経済の活性化のためには、地域経済を牽引する企業・産業づくりの取組が重要であることから、主に産業振興について調査をいたしました。

県当局においては、本県の強みを生かした産業の育成や、成長産業への新規参入をはじめとする企業の成長支援や事業承継など、幅広く企業支援をしているところです。

企業の人材確保や県内就職率向上に向けた取組について、県立高校就職支援エリアコーディネーターの方々と意見交換をさせていただきましたが、コーディネーターの方々が、地域の企業や生徒一人一人に寄り添い、きめ細かな就職支援をされていることを実感いたしました。

これまでの県内就職促進の取組の成果に加えて、コロナ禍で、県内企業への就職を希望する生徒が増えていることは明るい話題であります。就職後3年以内の早期離職者が多いことも課題であります。

県当局においては、企業と就職者の思いが真

に一致する就職支援や、県外に就職しても、一定の技術を身につけた後に宮崎へ戻ってきたいと思えるような魅力的な企業が増えていくよう、企業の成長や人材確保の支援に、関係部局が一体となって引き続き取り組むことを要望いたします。

次に、「公共交通に関すること」についてであります。

高齢者や学生などの交通弱者の移動手段を支える公共交通は、人口減少や長期化するコロナ禍により、その維持が重大な課題となっております。

県当局では、今年度、コロナ禍で利用者が低迷した地域公共交通機関の維持を目的とした支援に加え、持続可能で、地域住民に利便性の高い広域的な移動手段の確保に向けて、地域の交通需要等に応じた運行形態の見直しへの支援を行っているとの説明がありました。

これを受け、委員からは、バス路線網の効率化・最適化の検討に当たっては、利用の実態やニーズを反映できるよう、市町村や交通事業者とともに十分に協議することを求める意見がありました。

公共交通の維持は、全ての市町村に共通する課題であり、バス路線網の在り方については、今後も継続して検討していく必要があります。

県当局においては、鉄道や地域のコミュニティバス、自家用有償旅客運送等を含めた、地域の実情に応じた移動手段の体系の提案など、市町村に対するきめ細かな支援を要望いたします。

最後に、「地域防災」についてであります。

地域防災に関しては、県の災害情報伝達の取組や市町村の災害対応の現状等について調査を行いました。

調査では、令和2年9月の台風で発生した椎葉村の土砂災害現場を視察し、これまでの災害対応について椎葉村から説明を受け、課題を2つ挙げられたことが印象的でした。

1つ目は、外国籍の方が巻き込まれる災害対応の難しさについてであります。

同災害では、2名のベトナム人技能実習生も巻き込まれました。椎葉村では、外国籍の方が巻き込まれた災害対応の例がなく、御遺族の対応については、外交問題に発展しないよう細心の注意を払って対応したとのことでした。実習生の派遣元や監理団体も、災害対応の例がなく、当初は手探り状態でしたが、在福岡ベトナム総領事館と連絡が取れてからは、御遺族に捜査状況や捜索活動の終了について説明や了承を得ながら進めることができたと説明がありました。

2つ目は、市町村が被災した場合の支援体制についてであります。

役場の限られた人員では、目の前の災害対応で精いっぱい、情報を求めて殺到した報道機関等への対応に大変苦慮したとのことでした。

椎葉村が感じたこれらの課題は、ほかの市町村でも生じ得ることから、県当局には、椎葉村の災害対応の経過や対応のノウハウについて、市町村間で情報共有する機会を設けるとともに、市町村が被災した際に広報担当の人員派遣を行う仕組みなど、県の支援体制について検討することを要望いたします。

以上、委員会報告書の概要として報告しましたが、当委員会で調査した地域振興対策は、県政の幅広い分野に関わるものであり、引き続き議論を要する重大な取組です。

本県には、人口減少など従来からの課題に加え、新型コロナウイルス感染症対策、長期化す

るコロナ禍からの経済復興など、新たに取り組むべき課題も山積しています。

現在、県当局においては、宮崎県総合計画の改定を進めているところですが、当委員会の提言を踏まえ、県民の思いや社会の様々な変化を的確に把握し、計画に反映するとともに、地域が抱える課題にこれまで以上に危機感を持って各施策を推進することで、どの地域に住んでいても、県民皆がひとしく将来に夢や希望を持って暮らすことができる宮崎県をつくることを期待して、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、働き方改革・産業人材確保対策特別委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、外国人労働者等の多様な人材や担い手の確保及び育成、働き方改革に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

本格的な少子高齢・人口減少時代の到来により、今後、本県の生産年齢人口は大きく減少することが予想されており、本県の産業を支える人材の確保と将来に向けた育成が課題となっています。この労働力不足については、現在、外国人労働者の雇用や技能実習生の受入れなどにより対応している状況ですが、安定的かつ継続的に人材を確保していくことが必要です。また、多様な人材の確保と育成がますます重要となる中、働き方改革の実現や、就業機会の確保及び仕事と生活を両立できる就業環境を整備し、女性や高齢者などのさらなる労働参画を推進することも求められています。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、「産

業人材確保のための施策に関すること」「外国人材の受入・雇用・活用に関すること」「働き方改革の実現に向けた施策・取組に関すること」「雇用における男女共同参画に関すること」を調査事項として決定しました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、「産業人材確保のための施策に関すること」であります。

主に各産業分野における県の取組や、キャリア教育による産業人材の育成、また、県内の教育機関・研修機関などを県内調査で訪問しました。

県では、新規就業者の確保や定着促進に向け、各種説明会・研修会の開催や企業への支援に取り組んでいますが、コロナ禍による地方回帰の流れをチャンスとして人材確保を進める上では、他県との競争が懸念されることから、本県が働く場として選ばれるための取組が必要です。

調査に伺ったみやざき林業大学校では、サーフィンができる環境があることや、林業が盛んな県であることなどに魅力を感じ、本県にUターン・Iターンして入講された方もいると伺いました。

県当局には、産業人材の他県への流出を防ぎ、受入れを促進するため、このような県内の教育機関・研修機関について、本県独自の魅力を併せて案内するなど、熱意ある人材を取りこぼさないよう、情報発信をより幅広く行うことを要望いたします。

また、県では、産業人材の育成に関連して、キャリア教育を推進しています。キャリア教育は、小・中・高校生に対し、「一人一人の社会

的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること」を目標としており、産業人材の育成にとって非常に重要な取組となっています。

県当局には、今後より一層、学校・企業・地域が一体となってキャリア教育を推進するために、これまでの取組を総括・分析し、その効果を広く周知した上で、これからの取組にフィードバックしていくことを要望します。

次に、「外国人材の受入・雇用・活用に関すること」であります。

各産業分野における県の取組を調査したほか、外国人材を受入れ・雇用・活用している企業などを県内調査で訪問しました。

調査に伺った宮崎福祉医療カレッジでは、「介護の現場では人手不足が深刻化し、外国人材に頼らざるを得ない状況になっている」と説明がありました。また、日向市漁業協同組合からは、「外国人技能実習生は、よい条件のところには人材が流れている傾向に加え、国際情勢により日本で働きたいという人が減る可能性もある」と伺いました。

産業人材の不足により、外国人材は貴重な労働力として必要不可欠な存在となっていますが、今後、コロナ禍が収束し、人々の往来が回復した際に、人材確保の国際間競争が激化し、外国人材の確保が厳しくなることも考えられます。また、建設業分野で高度外国人材を育成し、日本の企業に紹介しているアース建設コンサルタント株式会社からは、雇用した外国人材の定着を推進して離職を防ぐためには、文化・価値観の違いから起こる意見の相違や、日本語の読み書きが不十分であるといった外国人雇用のデメリットを、いかにメリットに変えていくかが受入れ企業の課題であると説明がありまし



た。

このような状況の中、県当局には、外国人材の確保について、一部の国に偏ることなく、幅広い国からの労働力を安定的に確保するため、新しい地域も含めた情報収集や現地とのパイプづくりを進めつつ、現在本県に在住している留学生の発信力を生かし、SNSなど様々なツールを活用して、幅広く本県の魅力や情報を発信し、本県を働く場として積極的に売り込んでいくことを要望します。また、企業が外国人材を安定して雇用・活用できるようにするため、離職防止のノウハウに係るセミナーの開催や、人材活用に関する情報発信を引き続き行うなど、県内企業へのサポートを要望します。

次に、「働き方改革の実現に向けた施策・取組に関すること」であります。

県の取組に加え、みやぎ働き方改革推進支援センターの中野センター長を参考人として委員会に招致し、働き方改革について調査しました。

人材確保のためには、これからは従業員一人一人の希望や事情を考慮し、誰でも、いつでも、どこでも働くことのできる雇用環境をつくり、組織的に成果を出せるようにしていかなければなりません。一方で、委員からは、「本県の基幹産業は農業、特に畜産業だが、休日を増やすなどの働き方改革を実践しようにも、費用面で対応できない中小経営体や農家があることから、産業ごとに目標をつくっていかねば、取り残される者が出てきてしまうのではないか」といった意見がありました。

県当局には、働き方改革をより広い現場で実践できるようにするため、業務形態に応じた取組方法の提示や、必要経費のサポートなど、産業ごとの実情に応じた支援に取り組んでいくこ

とを要望します。

次に、「雇用における男女共同参画に関すること」であります。

県の取組や、えびの電子工業株式会社の先進的な取組、また、女性が働きやすい職場づくりに関する国の認証制度について調査しました。

女性が働きやすい職場づくりに関する認証制度に、「えるぼし認定」や「くるみん認定」があります。企業がこれらの認証制度を取得することで、民間企業が行う就活生向けの企業説明会における優先参加や、学生の就職活動における企業選びの判断基準、公共調達の入札における加点対象になることなどメリットがあるほか、両制度とも、特に女性が働きやすい職場づくりを行う上で企業の指針となり、人材確保と雇用の男女共同参画に資する有効な認証制度となっています。

県当局には、このような認証制度を県内企業がメリットを感じて活用し、環境改善と人材確保を促進できるようにするため、国・県・市町村や民間の垣根を越えた横断的な認証制度の周知や、他機関が主導する認証取得企業に県もインセンティブを付与することを検討するなど、取得促進に向けた取組を行うことを要望します。

1年間の調査活動を通じ、少子高齢・人口減少の流れが加速する中、本県産業を支える人材を確保していくためには、対策をさらに強化しなければならないと、改めて強く感じました。

当委員会では、働き方改革について、主に「誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく働くことができる環境づくり」に主眼を置いて調査しましたが、最新技術の活用による生産性の向上や人手不足解消など、イノベーションによる働き方改革の取組も看過できません。また、

コロナ禍で顕著となった、我々の生活に必要な不可欠な仕事を担っているエッセンシャルワーカーの処遇問題や、労働生産性と賃金の低迷など、県だけでは解決できない社会・産業構造の根幹に関わる問題もあります。県当局には、日々進化する世の中のトレンドを捉え、国・市町村・民間企業など関係機関と連携して意識を共有し、取組を進めていくことを要望します。

最後になりますが、当委員会の提言を踏まえ、就業者の多様な価値観・環境・将来の展望を尊重し、宮崎ならではの自然・時間の豊かさを最大限に生かした魅力のアピールなどに取り組んでいただき、子育て世代の方や外国人材をはじめとした多様な人材の確保が促進されることを期待しまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

令和4年3月16日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議員発議案第3号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議員発議案第4号

成年年齢引き下げによる消費者被害の対策を求める意見書

議員発議案第5号

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

議員発議案第6号

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に関する決議

---

◎ 議員発議案第2号から第6号まで  
追加上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第2号から第6号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第2号から第6号までの各号議案

について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年2月定例会を閉会いたします。

午前11時38分閉会

